

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年3月10日 開会

令和3年3月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年3月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 11名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘 2番 宮 島 孝 子 3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫 7番 千頭和 栄 一 8番 石 川 邦 彦
13番 齊 藤 学 14番 石 川 嘉 章 15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子 17番 植 竹 繁

欠席委員

5番 赤 池 勝 6番 佐 野 正 9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋 11番 村 松 義 正 12番 植 松 眞 二
18番 後 藤 文 隆 19番 松 永 孝 男

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐 野 俊 英 3番 佐 野 三 男 5番 佐 野 均
7番 土 井 一 彦 8番 加 藤 文 男 9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦 11番 鈴 木 四 郎 12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆

欠席委員

2番 塩 川 金 彦 4番 遠 藤 光 浩 6番 村 松 慎 一

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

それでは、皆さん、御苦労さまでございます。

いよいよ春本番になりました。本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。コロナウイルスの感染状況につきましては、今1都3県で緊急事態宣言が延期されましたけど、まだまだ予断を許さない時期でございます。

それでは、会議に入る前に5番 赤池勝委員、6番 佐野正委員、9番 佐野公洋委員、10番 松下善洋委員、11番 村松義正委員、12番 植松眞二委員、18番 後藤文隆委員、19番 松永孝男委員からの本日の会議に欠席する旨の申し出がありました。御報告申し上げます。なお、先ほど事務局も言いましたけど、このうち7名は今日は農協の臨時総代会ということで欠席します。ぎりぎりいっぱいでございますので、これ以上欠席されたら本当に会議が延期になりました。ありがとうございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和3年2月10日から令和3年3月9日までにおける農地法の規定による申請（届出）につきまして、取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地法の規定による申請（届出）について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、野中■■■■■、畑1, 035平方メートルにつきまして、令和2年12月21日に貸駐車場（10台）を目的とした農地法第5条届出受理がなされましたが、都合により取消願が提出されました。

続きまして、第2項、宮原■■■■■、畑353平方メートルにつきまして、平成元年6月1日に住宅を目的とした農地法第5条届出受理がなされましたが、都合により取消願が提出されました。

続きまして、2ページ、第3項、山宮■■■■■、畑、128平方メートルにつきまして、令和3年2月19日に住宅敷地の拡張を目的とした農地法第5条許可申請がなされましたが、都合により取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、報告とさせていただきます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、会議録署人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署人は、2番 宮島孝子委員、3番 遠藤恒男委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、2番 宮島孝子委員、3番 遠藤恒男委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第13号から議第19号までです。

初めに、報第13号から報第18号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年1月21日から令和3年2月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから3ページを御覧ください。

報第13号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が8件提出されました。

続きまして、議案の4ページ、5ページを御覧ください。

報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7ページ、8ページを御覧ください。

報第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページから12ページを御覧ください。

報第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の13ページ、14ページを御覧ください。

報第18号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について期間が満了するのに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、2件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告については、以上です。

議長

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第13号から報第18号まで報告済みとします。

議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 伊藤主査

議案の15ページを御覧ください。

議第13号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び第2項は、同一受人の案件になりますので、一括して説明します。

別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は、杉田幼稚園の北に位置する農地3か所です。受人■■■■さんと渡人、第1項は■■■■さんとの使用貸借、第2項は亡■■■■相続財産管理人の弁護士■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在70歳、耕作面積は許可後、3,041平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び航空写真の2ページを御覧ください。

申請地は、根原の富士丘区民館の北に位置する農地です。受人、根原の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。牧草を栽培する計画です。受人は現在67歳、耕作面積は許可後、16万4,933平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は、狩宿の下馬桜の北に位置する農地です。受人、原の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、水稲を栽培する計画です。受人は現在57歳、耕作面積は許可後、8,518平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真同じく3ページを御覧ください。

申請地は、下馬桜の東に位置する農地です。受人と渡人は親子で一緒に耕作管理しておりましたが、徐々に息子に経営を移譲していきたいと一部を使用貸借し、息子が水稲を栽培していく計画です。受人は現在50歳、耕作面積は許可後、3,251平方メートル、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第5項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認め、よって、議第13号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第14号 農地法第3条の適用を受ける買受適格証明についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の17ページを御覧ください。

議第14号 農地法第3条の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売に参加するため買受適格証明願の提出が次のとおりあったので審議を求める。

なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、許可申請書を提出した場合において、農業委員会会長が当該証明書の交付時と同様と認めた場合は許可する。

第1項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

競売物件は、農業共済組合の北に位置する農地です。猫沢の■■■■さんが競売に参加するた

め、買受人としての適格者証明願を提出されました。桑の葉を栽培し、野草茶を生産する計画です。願出人は69歳、現在、耕作面積は1万596平方メートル、稼働人員は1名です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手を願います。

13番 齊藤学委員

■■■■さんって農事組合法人の代表か元代表だと思うんだけど、稼働人員が1になってるんだけど、かなりの人がいるんじゃないのかな。

事務局 伊藤主査

そうですね。農事組合法人の組合員さんではあるんですけども、個人としても農業をやっておりまして、今回は個人として買い受けるという内容となっております。

議長

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認め、よって、議第14号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第15号、転用目的・事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の18ページを御覧ください。

議第15号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

西山■■■■の内、田165平方メートルにつきまして、令和2年7月10日、工事用車両等の貸駐車場（一時転用）を目的とした農地法第4条による許可を受けていましたが、事情により当初予定していた令和3年2月10日までに終了することができず、期間を延長したいとの申請がありました。申請地は、芝川B&G海洋センターから北西約150メートルに位置する農用地であります。申請地は、住宅の外構工事に伴う工事用車両などの貸駐車場として貸していますが、昨年からの新型コロナウイルスの影響で資材の納入のめどが立たない、また工事の日程や作業人員の確保などが不明確であり完了時期が不確定であるために、一時転用期間を許可日である令和2年7月11日からの3年間と判断いたしました。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第15号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認め、よって、議第15号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 深川主任主査

議案の19ページから21ページを御覧ください。

議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

大岩■■■■、田279平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。受人は築40年以上の中古住宅を購入し居住していましたが、将来のことを考えこれを売却し、本家に近く親が所有する申請地に分家住宅を建てたいと申請に至ったものです。

申請地は、大岩明倫保育園から北約300メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地になります。資金は融資により確保されており、周辺は宅地、道路、河川と農地は少なく、被害防除措置を行いながら建設をします。

続きまして、第2項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

杉田■■■■、畑258平方メートルにつきまして、受人が売買により農業用倉庫及び作業場に転用しようとするものです。受人は農業を営んでおり申請地の近隣地を購入し農業を行う予定ですが、そのための農業用倉庫及び作業場として使用したく申請に至ったものです。

申請地は、杉田幼稚園から南西約100メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は自己資金により確保されており、周囲に影響がないように設置します。

続きまして、第3項、山宮■■■■、畑128平方メートルにつきましては、先ほどの報告のとおり取り下げとなりました。

続きまして、第4項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

山宮■■■■、畑53平方メートルほか1筆、計2,934平方メートルにつきまして、受人が売買により太陽光発電設備を設置しようとする申請するものです。受人は静岡市葵区に本店を置き、住宅の販売や太陽光発電及び売電事業等を行う法人です。以前より自然環境を生かした再生可能エネルギー事業に取り組んでおり、適した場所を探していました。所有者は高齢で耕作管理に苦慮しており、今般売買にて取得できることとなり申請に至ったものです。

申請地は、介護老人保健施設「旭ヶ丘」の北約100メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地になります。資金は自己資金により確保され、地域住民等への事前説明は済んでおります。周囲をフェンスで囲い周辺農地に影響のないよう設置をします。

続きまして、第5項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

下条■■■■、田298平方メートルにつきまして、受人が贈与により分家住宅に転用しようとするものです。受人は家族4人のアパート住まいで子供の成長に伴い手狭になり、自己住宅の建築を考え模索していました。将来を考え親の近くに住みたいと思うようになり、親の所有する申請地に分家住宅を建てたいと申請に至ったものです。

申請地は、上野出張所から500メートル以内に位置する第2種農地になります。資金は融資により確保されており、周辺は北側に水路、西が道路で、周辺に農地は少なく影響は少ないと思われる、被害防除措置を行い建設いたします。

続きまして、第6項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

大久保■■■■、田1.27平方メートルほか1筆、計83.71平方メートルにつきまして、受人が売買により住宅敷地の拡張に転用しようとするものです。受人は清水富士宮線の道路拡幅により住宅敷地の一部が収用されることに伴い、隣接地である申請地を売買にて取得し、自家用駐車場(3台分)に使用したいと考え申請に至ったものです。

申請地は、中部紙工静岡工場から南約50メートルに位置する第2種農地です。資金は自己資金で確保されております。北側は農地、ほかは道路で、周辺に影響はないと思われま。被害防除措置を行い設置をいたします。

続きまして、第7項及び航空写真11ページを御覧ください。

西山■■■■、田299平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。受人は借家住まいで既に手狭であり、将来設計を考え自己住宅を建てたく、親と相談していたところ申請地を使用貸借し住宅を建てることになり申請に至ったものです。

申請地は、芝川B&G海洋センターから南西へ約300メートルに位置する農用地ですが、令和2年10月30日、分家住宅敷地として農用地除外の決定を受けており、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。資金は融資により確保されており、南側の水路は占有許可申請済みであり、周辺に影響はないよう被害防除措置を行い建設いたします。

続きまして、第8項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

内房■■■■、畑281平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。受人は現在、本家にて両親と家族4人で同居していますが、子供の成長に伴い将来手狭になることや両親のことも考え、本家の近くに自己住宅を建てたいと思い、親が所有する申請地を使用貸借し住宅を建てることになり申請に至ったものです。

申請地は、新内房橋から北西約300メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。資金は融資により確保されており、周辺に影響はないよう被害防除措置を行い設置をいたします。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち4項について担当委員から調査報告をお願いします。

事務局 深川主任主査

委員欠席のため、事務局で代読いたします。

ただいま審議中の第4項について報告します。

3月5日午前10時30分、申請人、申請代理人2名、事務局職員2名、農業委員にて現地に集合し調査しました。申請地の周りをフェンスで囲い草刈りなどの管理をしていくこと、事前に

近隣住民への説明もしていることから、申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは採決に移ります。

議第16号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認め、よって議第16号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読、及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の22ページを御覧ください。

議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

根原■■■■の内、畑6, 740平方メートルにつきまして、■■■■が使用貸借により駐車場用地へ一時転用しようとするものです。受人は隣接地で食品製造業を営む法人で、毎年行われる富士本栖湖での富士芝桜まつりを主催する■■■■株式会社よりシャトルバスの発着所及び来客用駐車場のための敷地を借りたいという要望を受けました。駐車場を設けることにより周辺の交通渋滞の緩和と、施設への集客ということからもイベント期間中に隣接する牧草地への駐車場の増設を計画し申請に及んだものであります。

申請地は、農用地に該当し原則許可できませんが、不許可の例外に当たる一時転用になります。周囲は北と西を宅地、南と東を農地に接しますが、農地の境には柵とロープで仕切りをし、出入りを禁止するため、周辺農地への影響は軽微であると思われれます。近隣に代替性のある土地はなく、資金は自己資金で確保されております。イベント期間は、4月17日から5月30日までの予定で、その後、6月30日までに牧草地に復元する計画となっております。

3月9日に確認したところ、現時点ではこの予定で開催予定ですが、今後の状況により人数制限や規模の縮小など検討していくとのこととあります。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

17番 植竹繁委員

この案件はもう3年、4年連続で出ている案件でありまして、今、事務局の説明どおりであります。現地を去年の状況を見てまいりましたら、原状復帰をちゃんとされておりますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

これ、牧草は1年に一回ぐらいは刈るのかな。

17番 植竹繁委員

いや、もう3回ぐらいは刈ってます。

議長

わかりました。

それでは、質疑を許します。

御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは採決に移ります。

議第17号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第17号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

なお、本上程議案は、次の22日の県の農業会議の諮問案件になりますことを申し添えておきます。

続きまして、議第18号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読、説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の23ページを御覧ください。

議第18号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は、一体利用地のため一括して説明します。

航空写真は14ページを御覧ください。

第1項申請地は、猫沢■■■■、田ほか1筆、計217平方メートルで、平成9年11月7日に申請人が相続にて土地を取得し、隣接する自宅の敷地として一体利用を開始したものです。

第2項申請地は、猫沢■■■■、畑22平方メートルで、昭和61年4月23日に申請人の親族が隣接に住宅を建設した際、一体利用を開始したものです。旧芝川町の案件のため、平成23年の線引き前から宅地として一体利用していたことが確認できており、都市計画法上も問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの報告を願います。

事務局 大瀧主事

本日欠席の松下農業委員の調査報告について、事務局にて代読させていただきます。

ただいま審議中の第1項及び第2項の調査結果について報告します。

3月4日、午後1時半に現地にて事務局2名と申請代理人の行政書士より説明を受けました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは御質疑なしと認めます。

それでは採決に移ります。

議第18号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第18号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第19号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の24ページを御覧ください。

議第19号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画(案)について説明します。

1枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数16人、利用権を設定する者の数20人、利用権を設定する農用地の面積は計6万8,589平方メートルです。

次に、表の一番下、所有権移転です。

所有権の移転を受ける者の数2人、所有権を移転する者の数2人、所有権が移転する農用地の面積は計8,308平方メートルです。

利用権の内容について説明します。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。

1項から19項までは、全て中間管理事業になります。順に説明します。

第1項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

申請地は上井出で、ミルクランドの北東に位置する農地です。根原の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は14万6,171平方メートルになります。

続きまして、第2項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は下条で、上野幼稚園の南に位置する農地になります。淀川町の■■■■さんへの使用貸借権設定で、果樹の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は7,715平方メートル

ルになります。

続きまして、第3項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は杉田幼稚園の南になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、9年7か月の新規になります。移転後経営面積は5万8,693.09平方メートルになります。

続きまして、第4項及び航空写真18ページを御覧ください。

申請地は星山浄化センターの西に位置する農地になります。黒田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は9万893.78平方メートルになります。

続きまして、第5項及び航空写真19ページを御覧ください。

申請地は柚野小の北に位置する農地になります。下柚野の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、野菜の栽培、5年、新規になります。移転後経営面積は4万4,505.4平方メートルになります。

続きまして、第6項及び航空写真20ページを御覧ください。

申請地は猪之頭小の西に位置する農地になります。猪之頭の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、5年、新規になります。移転後経営面積は2万2,619平方メートルになります。

続きまして、第7項及び航空写真21ページを御覧ください。

申請地は人穴で、広見公民館の南に位置する農地です。人穴の■■■■さんへの貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は15万323.11平方メートルになります。

続きまして、第8項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は青木で明善寺の東に位置する農用地になります。青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は5万6,652.05平方メートルになります。

続きまして、第9項及び次ページの第10項につきましては、同一受人の案件ですので一括して説明します。

申請地は、第9項は航空写真の23ページで、ミニストップ杉田店の北に位置します。第10項は、航空写真が戻りまして17ページの杉田幼稚園の南西に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は5万8,642.53平方メートルになります。

続きまして、第11項及び航空写真24ページを御覧ください。

議案が11項は2つに分かれておりますが、一括して説明します。

申請地は村山で、神成グラウンドの南西に位置する農地になります。静岡市葵区の株式会社■■■■への貸借権設定で、花木の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は2万4,880平方メートルになります。

続きまして、次のページの第12項及び航空写真は25ページを御覧ください。

申請地は外神で、食事処本山の南に位置する農地になります。青木の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は3,555平方メートルになります。

続きまして、第13項及び航空写真26ページを御覧ください。

申請地は下条で下之坊の南に位置する農地になります。富士市伝法の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は2万4,599平方メートルになります。

続きまして、14項及び航空写真は同じく26ページ、下之坊の南になります。下条の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は1万6,355.36平方メートルになります。

続きまして、15項及び航空写真27ページを御覧ください。

申請地は黒田でフォレストヒルズの東に位置する農地になります。山本の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は1万8,533平方メートルになります。

続きまして、第16項及び航空写真28ページを御覧ください。

申請地は精進川で、富士森林組合の西に位置する農地になります。下条の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は8,633平方メートルになります。

続きまして、第17項から19項につきましては、同一受人の案件ですので一括して説明します。

申請地は航空写真29ページで、馬見塚の農地3か所及び30ページの大石寺の西に位置する農地になります。猫沢の■■■■への使用貸借権設定で、野菜及び水稻の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は17万7,745平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

次のページの第1項及び航空写真31ページを御覧ください。

申請地は旧杉田ゴルフクラブの北に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの所有権移転で、野菜栽培、移転後経営面積は4万1,546平方メートルになります。

続きまして、第2項及び航空写真32ページを御覧ください。

申請地は杉田で、農業共済組合の東に位置する農地になります。小泉の■■■■さんへの所有権移転で野菜及び果樹の栽培になります。移転後経営面積は4万1,222平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは質疑を許します。

御質疑のある方は挙手をお願いします。

6ページの6項、猪之頭のここは人・農地プランの区域内ですか。区域外か。

事務局 伊藤主査

区域外ということですか。外です。

議長

わかりました。

ほかにはありませんか。

17番 植竹繁委員

事務局に伺いたいんですけども、一時転用をするときに日数で申請するのか、面積で申請する

のか、ちょっとその辺を教えていただきたいんですけども。

事務局 深川主任主査

一時転用については、その事業の内容と計画で、特に面積とかではないです。

議長

ということは、営農型太陽光発電、あれは支柱の面積だね。一時転用。

事務局 深川主任主査

そうです。

議長

じゃあ、面積関係あるんじゃない。

事務局 深川主任主査

営農型の太陽光については、支柱の部分の面積が転用の面積になりますので。

議長

じゃあ、こういう、さっきの駐車場の案件ですね。これは。

事務局 深川主任主査

駐車場は一時転用する目的とか計画とか内容で何か月、イベントであればその期間とか、営農型太陽光であれば認定農業者は10年以内という決まりがありまして、それに沿って決めているということです。

事務局 望月次長兼振興係長

植竹委員の御質問の案件で、こちらにつきましては実際、まつりで使うイベント用として、駐車場として一時転用する部分の転用面積ということで出ささせていただいてありますので、あそこの農地の全てを一時転用するわけではなくて、あくまでも駐車場として利用する部分の一時転用ということで、それを算出してもらって出しているところであります。

17番 植竹繁委員

何故こんな質問したかという、地元の地域内で5日間ぐらいのキャンプをやりたいと。面積を約2ヘクタールほどを使ってということがありました。約400ぐらいの車が入ってきたり、テントはったりということでもありますので、その人たちが役所に何も相談しなくてもできるという認識でいると、周りの人がちょっと待ってと、農地として使ってるから、そのような対応して欲しいと言ったところ、役所に相談したら出さなくていいよって言われたということがあるものですから、何でこっちの駐車場は出して、そっちのほうは出さなくていいのかという地域内での問題があるものですから。

議長

そうすると例えば、地目が原野じゃないですか。

17番 植竹繁委員

地目は原野だけど、現況は畑になってるんですよ。牧草地。

事務局 深川主任主査

基本は一時転用、5日間そこを農地以外として野営場として使うということであれば、転用の手続をしていただく必要があります。

以上です。

17番 植竹繁委員

いや、5日間というのは例えばの話で。

事務局 望月次長兼振興係長

います。全ています。1日でもいます。

議長

じゃあ、そこはあれですか。役所でいいんですか。

17番 植竹繁委員

わかりました。地元へ帰って、そういう説明をみんなにします。そうですね。

事務局 望月次長兼振興係長

最近よくこういう話を聞くんですけども、キャンプブームということで一時的にその土地を使ってオートキャンプですか、やりたいという話を聞くんですけども、キャンプ場の設置というのは、やっぱり農地以外のものに活用するものですから、そこがいわゆる転用目的に合ってるかどうかというところのまた審査しないといけないものですから、当然、農地法の手続は必要になりますので、役所がいいって言ったというのはちょっと違うと思いますけども、その辺は農業委員さんのほうでもまた確認をしてみてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

関連していいですかね。東京農大の跡地が、何だか私は見たことがないけど、すごいキャンプ場を正月以降つくってるっていうけど、あそこは農地じゃないっていうことだね、今は。

17番 植竹繁委員

今言われたのがもともと東京農大が40年ぐらい、あそこで牧草の牛飼いをしていたんですけども、違うことに利用したいということで、あそこは今、全国でも有数のキャンプ場になってるわけで、やっぱり地元としたら、あれおかしいよなっていう形はみんな思ってるんですけども、自分が委員会に参加させてもらったときに会議では言わなかったんですけども事務局に伺ったところ、あそこは農業委員会が余り関わらないでくださいということと言われたもんですから、自分としたらそれ以上突っ込んでもしようがないからこういう会議では言わなかったんですけども、たまたま先ほどの件は同じような形を片一方はとってる、片一方はとらなくていいと言われたっていうと、ちょっと何かなど。ただ、これは事務局を責めるわけじゃないんですけども、本人は農業委員会と自分に言ってこいと言われたもんだから、提出しに来たんですって。そうしたら、農業委員会のほうで、これは一時転用使わなくていいよって指導を受けたって帰ってきたもんだから、ちょっと待てよという話になって。

議長

それは、つい最近ですか。

17番 植竹繁委員

つい最近です。3月のこの連休あるでしょ。あそこで今言ったイベントを開く予定。それで、転用をかけると、地域みんなが文句言ってるから、ちょっとおまえも手続ちゃんとしてくれという話をして。

議長

登記地目は原野だけど、現況は畑。それは当然、畑でみますね。その辺、事務局、今の受け答えしてくれる。私もよくわかりません。

17番 植竹繁委員

いや、いいです。もう一回、事務局に行ってこいと言いますから、一時転用。ちょっと日にちがずれちゃうんですけども、皆さんがオーケーしてくれれば一時転用をかけて、ちゃんとした利

用しますということをおきますので、持ってきたら対応してください。それでお願いします。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、担当がちょっとうろ覚えのようで、申しわけない。個別に植竹さん、後で担当が何か記憶が戻ってきてるようですので、また話をしましょう。

議長

基本的には一時転用ということで、皆さん、よろしいですね。

それでは、ほかにはございませんか。

農地利用最適化推進委員 3番 佐野三男委員

勉強不足で全くわかんないもので内容について教えてもらいたいんだけど、農業の従事者数のところで、横線が引いてあるのと0人とあるもの、ここら辺は意味があっただけでこうなってるのか、ちょっと細かくて申しわけないんですけども、簡単に教えてください。

議長

何ページですか。

農地利用最適化推進委員 3番 佐野三男委員

ページ数は、じゃあいきます。14ページ、横線が引いてあるんですね。10ページ、農業従事者数、0人って。これちょっと説明してください。簡単に。

事務局 伊藤主査

そうですね。これ、横線を引いてあるのは法人でありまして、従業員の数が把握してなくて、法人の場合は横線ということで入れてあります。

農地利用最適化推進委員 3番 佐野三男委員

10ページの0人というのはどういう意味ですか。

事務局 伊藤主査

こちらも本当はあれですね。横線になるはずですが、済みません。失礼しました。これは誤りです。0人ではないです。

農地利用最適化推進委員 3番 佐野三男委員

いいです。結構です。

議長

前に法人で、二十何人とか四十何人と書いてるときがあったね。

事務局 伊藤主査

ちょっと、これは農政課のほうで作成をしまして、こちらのほうでそれを受け取って中身を確認するんですけども、今現在は法人の従業員の数まで把握してないようで、またこれは農政課と確認をしまして、今後どういうふうに記載していくかということをお話していきたいと思っております。

議長

もちろん法人の場合も株式の場合も、やっぱり人数は入れたほうがいいと思うんですよ。

事務局 伊藤主査

わかりました。そのように。

議長

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第19号は、農業経営継続基盤強化促進法第18条第1項の処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員総会は、先に事務局から配付されましたとおり令和3年度富士宮市農業委員会総会日程は4月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年3月富士宮市農業委員会総会を閉会いたします。

午後14時5分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長 望月三千夫

会議録署名人

2 番 宮島孝子

会議録署名人

3 番 遠藤恒男